

福岡県公報

平成23年6月20日
第 3 2 6 9 号

目 次

告 示 (第1066号 - 第1068号)

- 特別保護地区の指定の案の縦覧 (自然環境課) …………… 1
- 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催 (自然環境課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

選挙管理委員会

- 政治団体の平成20年分及び平成21年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) …………… 2

公安委員会

- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) …………… 5

告 示

福岡県告示第1066号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定をすることについて、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 特別保護地区の名称
白鳥鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
北九州市若松区に所在する男島の最北端の岬を起点とし、同島東側の海岸線の干潮線に沿って、約500メートル進み白鳥石油備蓄基地の北護岸に至り、同地点から北護

岸に沿って西に進み、白鳥石油備蓄基地の埋め立て地と地山の境界に至り、同地点よりその境界に沿って約900メートル進み、白鳥石油備蓄基地の西護岸に至り、同地点より南西に進み海岸線に至り、干潮線に沿って北西に約350メートル進んだ地点に至り、同地点から西に100メートルの海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北に進み男島最北端の岬北方100メートルの海面に至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域及びハンドー島、桂岩並びに北九州市若松区に所在する女島全島及び女島最北端の黒瀬岬から干潮線に沿って西へ約800メートル進んだ地点に至り、同地点から南西に100メートル進んだ海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北西へ進み、更に北東へ進み黒瀬岬の海上100メートルに至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成23年11月15日から平成33年11月14日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

当該区域内は無人のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県告示第1067号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により白鳥鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）第2条の規定により次のとおり公示する。

平成23年6月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 日時
平成23年7月11日午後1時30分から
- 2 場所
北九州市若松区役所特別会議室
北九州市若松区浜町1丁目1-1

3 案件

白鳥鳥獣保護区特別保護地区の指定について

4 公聴会に関する問合せ先

福岡県環境部自然環境課（電話092-643-3367）

福岡県告示第1068号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字原上字力町1600-2、1726-1、1726-3、1726-4、1726-8、1726-9、1727-1、1727-2、1727-4、1728-1、1728-3、1728-5、1730-1、1730-2及び1730-4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市大字永岡711番1

株式会社メーカーズ

代表取締役社長 白井 剛

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、藤陽会及び緒方林太郎後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年9月福岡県選挙管理委員会告示第108号）及び平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号）の一部を、次のとおり改める。

平成23年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

平成20年分収支報告書の要旨中、藤陽会の項を次のとおり改める。

332 藤陽会

資金管理団体の届出をした者の氏名 藤田 陽三

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議

報告年月日 21.01.29

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	3,920,680円
ア 前年繰越額	124,235円
イ 本年收入額	3,796,445円
(2) 支出総額	3,606,005円
(3) 翌年への繰越額	314,675円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	3,195,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	3,195,000円
a 個人からの寄附	1,700,000円
c 政治団体からの寄附	1,495,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	591,000円
藤陽会定期例会親睦ゴルフ大会会費	141,000円
藤陽会定期例会会費	450,000円
カ その他の収入	10,445円
一件十万円未満のもの	10,445円
合計	3,796,445円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附		
（寄附者の氏名）	（金額）	（住所）
藤田 陽三	1,150,000円	筑紫野市
山本 正寛	100,000円	大川市
その他	450,000円	
小計	1,700,000円	

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県筑紫野市第一支部	1,195,000円	筑紫野市
その他	300,000円	
小計	1,495,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	2,093,429円	
(ア) 人件費	50,000円	
(イ) 光熱水費	308,100円	
(ウ) 備品・消耗品費	974,585円	
(エ) 事務所費	760,744円	
イ 政治活動費	1,512,576円	
(ア) 組織活動費	1,114,523円	
(オ) 寄附・交付金	10,000円	
(カ) その他の経費	388,053円	
合計	3,606,005円	

平成21年分収支報告書の要旨中、緒方林太郎後援会の項を次のとおり改める。

94 緒方林太郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	緒方林太郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院9区
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号
公職の候補者の氏名	緒方林太郎
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	22.05.27

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	20,136,690円
ア 前年繰越額	2,390,729円
イ 本年収入額	17,745,961円
(2) 支出総額	8,237,359円

(3) 翌年への繰越額 11,899,331円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	16,569,089円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	16,569,089円
a 個人からの寄附	10,537,089円
c 政治団体からの寄附	6,032,000円
カ その他の収入	1,176,872円
一件十万円未満のもの	1,176,872円
合計	17,745,961円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
桑原 良	1,500,000円	東京都港区
諏訪下 勝造	142,500円	北九州市八幡東区
大島 九州男	100,000円	直方市
上野 邦彦	100,000円	福岡市博多区
板山 廣志	80,000円	大分県大分市
築城 健義	100,000円	北九州市八幡東区
芳賀 晟壽	300,000円	北九州市八幡東区
陣内 秀史	88,888円	東京都世田谷区
緒方 兼太郎	750,000円	東京都品川区
菊水 俊賢	160,000円	北九州市八幡東区
古本 邦夫	200,000円	東京都町田市
緒方 林太郎	6,605,701円	北九州市八幡西区
その他	410,000円	
小計	10,537,089円	

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
----------	------	-----------

民主党福岡県第9区総支部	502,000円	北九州市八幡西区
民主党本部	5,000,000円	東京都千代田区
北九州地区トラック事業政治連盟	500,000円	北九州市小倉北区
その他	30,000円	
小計	6,032,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	6,382,366円
(ア) 人件費	1,120,545円
(イ) 光熱水費	36,860円
(ウ) 備品・消耗品費	1,746,279円
(エ) 事務所費	3,478,682円
イ 政治活動費	1,854,993円
(ア) 組織活動費	845,884円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	514,609円
b 宣伝事業費	514,609円
(エ) 調査研究費	44,500円
(オ) 寄附・交付金	450,000円
合計	8,237,359円

平成21年分収支報告書の要旨中、藤陽会の項を次のとおり改める。

306 藤陽会

資金管理団体の届出をした者の氏名	藤田 陽三
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議
報告年月日	22.03.17

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	3,134,965円
ア 前年繰越額	314,675円
イ 本年収入額	2,820,290円
(2) 支出総額	2,825,196円
(3) 翌年への繰越額	309,769円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附	2,150,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	2,150,000円
a 個人からの寄附	900,000円
c 政治団体からの寄附	1,250,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	670,000円
藤陽会例会参加費	150,000円
藤陽会例会懇親会参加費	520,000円
カ その他の収入	290円
一件十万円未満のもの	290円
合計	2,820,290円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
中川 康隆	250,000円	筑紫野市
その他	650,000円	
小計	900,000円	
c 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自民党福岡県筑紫野市第一支部	1,180,000円	筑紫野市
その他	70,000円	
小計	1,250,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	1,481,053円
(イ) 光熱水費	274,601円
(ウ) 備品・消耗品費	653,318円
(エ) 事務所費	553,134円
イ 政治活動費	1,344,143円

(ア) 組織活動費	1,344,143円
合計	2,825,196円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第158号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成23年6月20日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成23年7月21日（木曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル
平成23年7月22日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分		福岡県指定自動車学校協会
平成23年7月25日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	朝倉市一木59番地4 ウキコドライバーズスクール甘木
平成23年7月26日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分		福岡市西区姪の浜1丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転

することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許	24,700円
普通免許	20,500円
大型二輪、普通二輪、大型特殊及び牽引免許	14,100円
大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許	22,450円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年7月8日（金曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年7月8日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯してお

くこと。

- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号に該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892